

令和7年度尼崎市英語コミュニケーション事業（オンライン留学） に係るプロポーザル実施要項

1. 趣旨

英語コミュニケーション事業（オンライン留学）は、尼崎市における英語コミュニケーション事業の一環として、尼崎市立中学校3年生（80名）の生徒を対象に、GIGAスクール構想で一人一台貸与されているタブレット端末を活用し、外国にいる外国人講師とオンラインでつなぎ、授業内で培ったコミュニケーションを発展的に活かす機会を設定するものである。生徒がこの機会を通して、英語学習に対する興味関心をさらに高め、外国語を学び続ける動機づけとするとともに、外国人講師からのフィードバックをもとに、授業内での取り組み、改善につなげることを目的とする。

この要項は、英語コミュニケーション事業（オンライン留学）の受託候補者について、公募型プロポーザル方式により相手方を特定し、契約を行うための必要な手続等について定めるものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

令和7年度尼崎市英語コミュニケーション事業（オンライン留学）

（2）契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

（3）業務内容

別紙「令和7年度尼崎市英語コミュニケーション事業（オンライン留学）に係る仕様書（以下、「仕様書」という。）」のとおりとする。

（4）提案上限額について

本プロポーザルにおける提案限度額は、915,200円（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、この提案上限額を超える提案は受付していない。

3. 参加条件等

参加条件等は以下のとおりとし、いずれにも該当すること。

- （1）尼崎市において対象事業の令和7年度入札参加資格を申請していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む）の規定に該当しないこと。
- （3）本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- （5）自己又は自社の役員等（外国人講師本人を含む）が、暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）のいずれかに該当しないこと。また、その経営に実質的に関与していないこと。
- （6）オンライン英会話事業に関する優れた実績を有し、過去10年以内に、国、地方自治体又は学校法人において、義務教育課程における生徒を対象としたオンライン英会話事業又はこれに類似する事業実績が1件以上あること。

- (7) 本市の指定する仕様書に基づく英語コミュニケーション事業（オンライン留学）を実施できること。
- (8) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (9) 国税、地方税を完納している者であること。
- (10) 適正な業務責任者を配置すること。

4. プロポーザルの提出書類

次に示す書類を提出すること。また、本要項に様式が示されているものについては、その様式を使用すること。様式の定められていないものは任意とする。

- (1) プロポーザル応募申請書
(様式1) に従い記入し、記名捺印の上、提出すること。
- (2) 企画提案書
上記2.「業務の概要」を実現するために貴社が提供できるサービス内容について、以下の内容に基づき記載すること。
 - ①申請者のオンライン英会話事業に関する理解度、研究体制
 - ②事業実績、運営体制
 - ③外国人講師の採用体制、総数、出身国の割合
 - ④外国人講師の資質、研修体制
 - ⑤サービスの概要および提供に係る推奨環境
 - ⑥実施のスケジュール
 - ⑦セキュリティ対策および危機管理体制
 - ⑧サポート体制
 - ⑨独自提案
- (3) 参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。提案全体の見積額とその内訳記載）
- (4) 添付書類（詳細は様式1と本要項 p.4「地域経済活性化に係る加点措置」欄を参照）

5. 提出書等の提出手続きについて

- (1) 提出場所
尼崎市教育委員会事務局 学校教育部学校教育課
住所 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号
尼崎市教育・障害福祉センター 3階
電話 (06) 4950-5685
FAX (06) 4950-5658
- (2) 提出方法
 - ①企画提案書は、A4版縦型とし、ホチキス等で左綴じとし、表紙をつけて10部提出すること。
また、参考見積書はA4版縦型とし、1部提出すること。
 - ②これらは郵送または持参すること。なお、持参する場合は、平日の午前9時から午後5時（正午から午後1時を除く）までに持参すること。郵送の場合も提出期限までに必着とする。
- (3) 提出期限
 - ①令和7年7月1日（火）午後5時まで （プロポーザル応募申請書と添付書類）

②令和7年7月7日（月）午後5時まで（企画提案書と参考見積書）

（4）募集に関する要項等の配布方法

市のホームページにて公表

令和7年6月19日（木）からダウンロード可能

（5）その他

①企画提案書等は1者につき1案のみ提出すること。

②提出後における企画提案書等の再提出及び記載内容の変更は認めない。

6. 質問・回答について

提出書類作成にあたって質問がある場合は、質問票（様式5）に質問内容、提案者の会社名、担当者名、電話番号、FAX 番号、E-mail を記載し、学校教育課へ電子メール（必要に応じて FAX 可。ただし FAX での質問を行う場合は、送付後に学校教育課に到着確認をすること。）にて送付すること。電話、来庁等による質問は受け付けない。

なお、質問書の提出期限は、令和7年6月25日（水）午後5時までとする。質問書に対する回答は、令和7年6月27日（金）午後5時までに回答する。なお、回答書は、本プロポーザルへ応募した全業者に対して、メールにて送付する。

7. プロポーザルに関するプレゼンテーション及びヒアリング

次のとおり提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

（1）実施日時

令和7年7月9日（水） 午後1時00分～

参加業者のプレゼンテーション等の実施時間については、別途通知する。

一者当たり20分のプレゼンテーション、20分の質疑応答とする。

（2）実施場所

尼崎市教育・障害福祉センター 3階 教育委員会室

控室：会議室（エレベーター横）

（3）その他

提案内容の説明にあたって、追加資料の提出は原則認めないが、パワーポイント等の使用は自由とする。プロジェクター、スクリーン等は用意するので、ノートパソコン等を持参すること。パワーポイント等を使用する場合は、事前に連絡すること。

8. 審査及び選定結果の公表

（1）プロポーザルを特定するための評価は、尼崎市教育委員会職員で構成する審査委員会で企画提案書及びヒアリングにより審査する。

（2）無効となるプロポーザル

プロポーザルが以下の条件に該当する場合は、無効となることがある。

①プロポーザルの提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

②プロポーザルに記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

③虚偽の内容が記載されている場合。

（3）プロポーザルに参加した全業者に対して、選定結果を通知する。

- (4) 企画提案書の著作権は、提出者に帰属するが、公平性、透明性、客観性を期するために公表することがある。
- (5) 選定結果については、令和7年7月中旬頃に通知する予定。
- (6) 選定結果についての異議申し立ては受け付けない。

9. その他

- (1) プロポーザルに要した費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画提案書、その他提出資料については返却しない。
- (3) 尼崎市は、当該事業契約にあたり、選定された業者のプロポーザルの内容により拘束は受けないものとする。

なお、地域経済活性化に係る加点措置をとる。

市内事業者、準市内事業者からの提案に対しては、地域経済活性化の観点から、一定の加点をする。市内事業者、準市内事業者、市外事業者のいずれかに該当するかの判断は、応募申請書の提出時点で行う。

- ・ 市内事業者 … 尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者
- ・ 準市内事業者 … 尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者
- ・ 市外事業者 … 市内事業者、準市内事業者以外の事業者

- (4) 選考基準について

本事業の受託者の決定にあたっては、「令和7年尼崎市オンライン英会話事業（オンライン留学）に係る仕様書」を基本としたうえで、提出された企画提案書の内容やプレゼンテーション及びヒアリングでの説明、質疑応答に基づき、次の審査項目において審査し、受託候補者の順位付けを行う。

- ①本市における英語コミュニケーション事業（オンライン留学）の趣旨に関する理解度
- ②オンライン英会話事業受託実績及び運営体制
- ③外国人講師の確保及び指導力の担保、外国人講師の資質
- ④提案内容の妥当性及び実現性
- ⑤危機管理体制
- ⑥サポート体制
- ⑦コストの考え方（見積価格）
- ⑧独自提案

10. プロポーザル実施スケジュール（予定）

令和7年6月19日（木）	実施要項等の公表（市ホームページに掲載）
令和7年6月19日（木）～ 令和7年6月25日（水）午後5時	質問の受付期間
令和7年6月27日（金）午後5時	質問に対する回答
令和7年7月 1日（火）午後5時	プロポーザル応募申請書提出期限
令和7年7月 7日（月）午後5時	企画提案書、参考見積書提出期限

令和7年7月 9日(水) 午後1時～	プレゼンテーション及びヒアリング
令和7年7月中旬	結果通知
令和7年7月中旬以降	決定業者と業務の詳細協議及び契約締結

■問い合わせ先

尼崎市教育委員会事務局 学校教育部学校教育課

住所 〒661-0024 尼崎市三反田町1丁目1番1号

尼崎市教育・障害福祉センター 3階

電話 (06) 4950-5685

FAX (06) 4950-5658

メール ama-school-edu@city.amagasaki.hyogo.jp